

令和5年第4回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その3

令和5年12月15日提出

目 次

議案第 121 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 1 号) -----	5
議案第 122 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例 -----	2 3

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,458,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		18,459,115	345,610	18,804,725
	2 国庫補助金	6,041,913	345,610	6,387,523
16 県支出金		6,521,516	1,297	6,522,813
	2 県補助金	1,713,035	1,297	1,714,332
19 繰入金		590,048	400	590,448
	2 基金繰入金	524,984	400	525,384
20 繰越金		5,468,670	181,884	5,650,554
	1 繰越金	5,468,670	181,884	5,650,554
21 諸収入		3,748,443	3,140	3,751,583
	4 受託事業収入	970,026	3,140	973,166
22 市債		4,145,220	34,600	4,179,820
	1 市債	4,145,220	34,600	4,179,820
歳 入 合 計		89,891,749	566,931	90,458,680

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,531,022	770	10,531,792
	1 総務管理費	8,524,530	770	8,525,300
3 民生費		39,489,056	44,062	39,533,118
	1 社会福祉費	19,013,097	44,062	19,057,159
4 衛生費		10,479,065	61,450	10,540,515
	1 保健衛生費	6,243,509	14,795	6,258,304
	2 清掃費	4,235,556	46,655	4,282,211
7 商工費		2,076,769	343,015	2,419,784
	1 商工費	2,076,769	343,015	2,419,784
8 土木費		7,168,676	7,997	7,176,673
	3 河川費	307,049	7,997	315,046
10 教育費		9,852,697	109,637	9,962,334
	1 教育総務費	4,069,742	3,527	4,073,269
	2 小学校費	1,820,263	106,110	1,926,373
歳 出 合 計		89,891,749	566,931	90,458,680

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	環境事業センター管理経費	46,255
8 土木費	3 河川費	河川維持管理経費	7,997
10 教育費	1 教育総務費	教育研究研修管理経費	2,251
	2 小学校費	学校教育振興関係経費	70,294

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
環境事業センター施設整備事業		34,600	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	4,145,220	4,179,820	/	/	/

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,459,115	345,610	18,804,725
16 県支出金	6,521,516	1,297	6,522,813
19 繰入金	590,048	400	590,448
20 繰越金	5,468,670	181,884	5,650,554
21 諸収入	3,748,443	3,140	3,751,583
22 市債	4,145,220	34,600	4,179,820
歳入合計	89,891,749	566,931	90,458,680

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,531,022	770	10,531,792
3 民生費	39,489,056	44,062	39,533,118
4 衛生費	10,479,065	61,450	10,540,515
7 商工費	2,076,769	343,015	2,419,784
8 土木費	7,168,676	7,997	7,176,673
10 教育費	9,852,697	109,637	9,962,334
歳 出 合 計	89,891,749	566,931	90,458,680

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
0	0	0	770
3,892	0	0	40,170
0	34,600	3,540	23,310
343,015	0	0	0
0	0	0	7,997
0	0	0	109,637
346,907	34,600	3,540	181,884

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,459,115	345,610	18,804,725
2 国庫補助金	6,041,913	345,610	6,387,523
2 民生費国庫補助金	3,973,870	2,595	3,976,465
8 商工費国庫補助金	380,000	343,015	723,015
16 県支出金	6,521,516	1,297	6,522,813
2 県補助金	1,713,035	1,297	1,714,332
2 民生費県補助金	949,583	1,297	950,880
19 繰入金	590,048	400	590,448
2 基金繰入金	524,984	400	525,384
8 ごみ減量化・資源化基金繰入金	361,764	400	362,164
20 繰越金	5,468,670	181,884	5,650,554
1 繰越金	5,468,670	181,884	5,650,554
1 繰越金	5,468,670	181,884	5,650,554
21 諸収入	3,748,443	3,140	3,751,583
4 受託事業収入	970,026	3,140	973,166
2 衛生費受託事業収入	308,814	3,140	311,954

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	社会福祉費補助金	2,595	1 市町村地域生活支援事業補助金 (1 / 2) 2 重層的支援体制整備事業交付金	132 2,463
1	地方創生臨時交付金	343,015	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	343,015
1	社会福祉費補助金	1,297	5 市町村地域生活支援事業補助金 (1 / 4) 11 重層的支援体制整備事業交付金	66 1,231
1	ごみ減量化・資源化基金繰入金	400	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	400
1	前年度繰越金	181,884	1 前年度繰越金	181,884
1	保健衛生費受託事業収入	3,140	2 斎場運営管理受託事業収入	3,140

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,145,220	34,600	4,179,820
1 市債	4,145,220	34,600	4,179,820
3 衛生債	64,500	34,600	99,100
歳 入 合 計	89,891,749	566,931	90,458,680

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 清掃債	34,600	3 環境事業センター施設整備事業債	34,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,531,022	770	10,531,792		
1 総務管理費	8,524,530	770	8,525,300		
14 スポーツ振興費	1,057,772	770	1,058,542	一般財源	770
3 民生費	39,489,056	44,062	39,533,118		
1 社会福祉費	19,013,097	44,062	19,057,159		
2 障がい者福祉費	6,856,883	44,062	6,900,945	国庫支出金	2,595
				県支出金	1,297
				一般財源	40,170
4 衛生費	10,479,065	61,450	10,540,515		
1 保健衛生費	6,243,509	14,795	6,258,304		
4 環境衛生費	185,850	14,795	200,645	そ の 他	3,140
				一般財源	11,655
2 清掃費	4,235,556	46,655	4,282,211		
2 じんかい処理費	2,272,589	46,655	2,319,244	地 方 債	34,600
				そ の 他	400
				一般財源	11,655
7 商工費	2,076,769	343,015	2,419,784		
1 商工費	2,076,769	343,015	2,419,784		
1 商工振興費	1,998,762	343,015	2,341,777	国庫支出金	343,015

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
13 委託料	770	20 スポーツ振興事業費 3 トップアスリート連携事業費	770 770
13 委託料	9,363	50 障がい者生活支援事業費 2 就労支援事業費	8,011 8,011
22 補償補填及び 賠償金	34,699	80 地域生活支援事業費 100 重層的支援体制整備事業費	28,156 7,895
11 需用費	14,795	60 斎場施設管理運営経費	14,795
6 修繕料	14,795		
13 委託料	400	10 環境事業センター管理経費	46,255
15 工事請負費	46,255	80 ごみの減量化・資源化推進費	400
11 需用費	500	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	343,015
1 消耗品費	500		
12 役務費	542		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
8 土木費	7,168,676	7,997	7,176,673		
3 河川費	307,049	7,997	315,046		
2 河川管理費	95,358	7,997	103,355	一般財源	7,997
10 教育費	9,852,697	109,637	9,962,334		
1 教育総務費	4,069,742	3,527	4,073,269		
2 事務局費	4,063,682	3,527	4,067,209	一般財源	3,527
2 小学校費	1,820,263	106,110	1,926,373		
2 教育振興費	387,293	106,110	493,403	一般財源	106,110
歳 出 合 計	89,891,749	566,931	90,458,680		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	通信運搬費	30	
2	広告料	512	
13	委託料	341,973	
11	需用費	7,997	10 河川維持管理経費 7,997
6	修繕料	7,997	
11	需用費	2,251	100 教育研究研修経費 3,527 1 教育研究研修管理経費 3,527
1	消耗品費	2,251	
14	使用料及び賃借料	1,276	
11	需用費	70,294	40 学校教育振興関係経費 106,110
1	消耗品費	70,294	
14	使用料及び賃借料	35,816	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	36,021,055	4,274,000	34,600	4,308,600	37,150,168	37,184,768
(3) 衛生	2,894,725	64,500	34,600	99,100	2,639,153	2,673,753
合 計	61,542,545	5,056,820	34,600	5,091,420	60,988,571	61,023,171

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条の2」を「第48条の3」に改める。

第14条中「及び第41条の3」を「、第41条の3及び第41条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第16条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第23条中「及び第41条の3」を「、第41条の3及び第41条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第32条中「第41条」の次に「及び第41条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第40条第1項中「) となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を加え、「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、第41条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第41条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、第41条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額」に、「特例対象被保険者等となった日」を「特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第41条の3第1項に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第41条の3第3項第1号に定める額、

第41条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第41条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第41条の3第1項中「第4項」を「第3項」に、「保険料額」を「保険料率」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項後段中「第1項」を「同項」に改め、「、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「前2項」を「前項」に、「第4項」を「同項」に改め、「、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と」を削り、同項を同条第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第41条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第48条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条

- 第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第6項中「第17条第

2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

第6章中第48条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第48条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 改正後の第41条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和5年12月15日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課する当該被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため提案する。